



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次

(取扱課室名) ページ

### ○ 告示

344	和歌山県土地利用基本計画の変更	(地域政策課).....	1
345	特定非営利活動法人の定款変更認証の申請	(県民生活課).....	2
346	保安林の指定	(森林整備課).....	2
347	道路の供用開始	(道路保全課).....	3
348	道路の区域変更	( " ).....	3
349	道路の区域変更	( " ).....	3
350	道路の供用開始	( " ).....	4
351	道路の区域変更	( " ).....	4
352	道路の供用開始	( " ).....	4
353	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(砂防課).....	5
354	道路の位置の指定	(都市政策課).....	6
355	宅地建物取引業法による指定試験機関の名称の変更	(公共建築課).....	6

### ○ 公告

	紀の川流域下水道の指定管理者の指定	(下水道課).....	6
	紀の川中流流域下水道の指定管理者の指定	( " ).....	6

### ○ 正誤

	平成25年3月15日付け和歌山県報号外和歌山県人事委員会規則第1号中	.....	7
	平成25年3月15日付け和歌山県報号外和歌山県人事委員会規則第2号中	.....	7
	平成25年3月15日付け和歌山県報号外和歌山県人事委員会規則第3号中	.....	7

## 告 示

### 和歌山県告示第344号

和歌山県土地利用基本計画の計画書及び計画図の一部を平成25年3月14日変更したので、国土利用計画法(昭和49年法律第92号)第9条第14項において準用する同条第13項の規定により、次のとおりその要旨を公表する。

なお、和歌山県土地利用基本計画の変更に係る図書は、和歌山県企画部地域振興局地域政策課において閲覧することができる。

平成25年3月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

#### 1 計画書

- (1) 都市地域に属さない地域であっても、都市機能の無秩序な拡散、不適切な農地の浸食等が生じるおそれがある場合には、準都市計画区域の指定を検討するものとしたこと。
- (2) 五地域(都市地域を除く。)と準都市計画区域が重複している地域における調整指導方針は、都市地域と他の地域が重複している地域に準ずるものとしたこと。
- (3) 関連法令改正に伴う字句修正その他所要の整備を行ったこと。

#### 2 計画図

整理 番号	変更地域名	関係 市町村名	変更部分の面積 (ha)		変更を必要とする理由 (要旨)
			拡大	縮小	
1	和歌山森林地域	和歌山市		20	他用途転用により現況森林でなくなり、森林としての利用・保全を図る必要がないため。
2	和歌山森林地域	和歌山市		4	他用途転用により現況森林でなくなり、森林としての利用・保全を図る必要がないため。
3	紀美野森林地域	紀美野町		3	他用途転用により現況森林でなくなり、森林としての利用・保全を図る必要がないため。

## 和歌山県告示第345号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成25年5月7日まで縦覧に供する。

平成25年3月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 1 申請年月日

平成25年3月4日

## 2 名称

特定非営利活動法人紀州粉河まちづくり塾NPO

## 3 代表者の氏名

楠富晴

## 4 主たる事務所の所在地

和歌山県紀の川市粉河1797番地

## 5 定款に記載された目的

この法人は、粉河及び粉河周辺の地域住民に対して、産業及び文化振興に関する事業を行い、文化、環境、福祉に寄与することを目的とする。

## 和歌山県告示第346号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成25年3月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 保安林の所在場所 田辺市長野字谷尾429（次の図に示す部分に限る。）、430、431（次の図に示す部分に限る。）、432の1、432の2（次の図に示す部分に限る。）、432の3、432の10、432の11、432の15、434の1、434の2、435の1

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字谷尾429・430・435の1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び西牟婁振興局並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**和歌山県告示第347号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成25年3月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 井ノ口秋月線

供用開始の区間 和歌山市栗栖字前田361番1地先から同市出島字音浦321番1地先まで

供用開始の期日 平成25年3月26日 午後3時

**和歌山県告示第348号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成25年3月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 那智勝浦古座川線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考 メートル
東牟婁郡古座川町大字山手字小和瀬67番2地先から同町大字中崎字京ノ木103番4地先まで	旧	4.20 } 65.80	3,522.80	中崎隧道 L=22.2 中崎橋 L=24.8
同上	新	4.20 } 65.80	3,522.80	中崎隧道 L=22.2 中崎橋 L=24.8
同上	新	8.20 } 53.30	1,473.50	(仮称) 中崎トンネル L=1,139 京の木橋 L=14

**和歌山県告示第349号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成25年3月26日

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 370号

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
海草郡紀美野町高畑字下浦11番2地先から同町高畑字下浦36番2地先まで	旧	4.60 } 11.05	382.44	
同上	新	7.10 } 30.76	378.18	

**和歌山県告示第350号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成25年3月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

道路の種類 一般国道

路線名 370号

供用開始の区間 海草郡紀美野町高畑字下浦11番2地先から同町高畑字下浦36番2地先まで

供用開始の期日 平成25年3月26日

**和歌山県告示第351号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成25年3月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 480号

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
有田郡有田川町大字長谷川字平峠1360番4地先から同町大字長谷川字日茂1224番1地先まで	旧	4.58 } 7.27	332.65	
同上	新	8.38 } 15.65	332.65	

**和歌山県告示第352号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成25年3月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 一般国道

路線名 480号

供用開始の区間 有田郡有田川町大字長谷川字平峠1360番4地先から同町大字長谷川字日茂1224番1地先まで

供用開始の期日 平成25年3月26日

### 和歌山県告示第353号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第6条第1項及び第8条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成25年3月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

#### 1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

##### (1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流及び急傾斜地の崩壊

##### (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

塩津1（1-301-2-001）、女良川左支溪（1-301-1-002）、方（102）（Ⅰ-90010）、方（103）（Ⅱ-90033）、方（104）（Ⅱ-90034）、方（105）（Ⅱ-90035）、方（106）（Ⅱ-90036）、方（107）（Ⅱ-90037）、方（108）（Ⅱ-90038）、方（109）（Ⅱ-90039）、塩津（1）（Ⅰ-3529）、塩津・塩津（2）・塩津（3）・塩津（4）・塩津（5）・塩津（6）・塩津（7）（Ⅰ-631）、塩津（201）（Ⅱ-2325）、塩津（202）（Ⅱ-2326）、塩津（301）（Ⅲ-1209）、塩津（302）（Ⅲ-1210）、塩津（303）（Ⅲ-1211）、塩津（304）（Ⅲ-1212）、塩津（305）（Ⅲ-1213）、塩津（306）（Ⅲ-1214）、塩津（101）（Ⅱ-90040）

##### (3) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

##### (4) 法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）で定める事項

次の図書のとおり

（「次の図書」は省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び海草振興局建設部海南工事事務所並びに海南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

#### 2 土砂災害警戒区域

##### (1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

##### (2) 土砂災害警戒区域の名称

塩津2（1-301-3-001）、塩津谷川（1-301-1-001）

##### (3) 土砂災害警戒区域の表示

次の図書のとおり

##### (4) 法第6条第1項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令

で定める事項

次の図書のとおり

（「次の図書」は省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び海草振興局建設部海南工事事務所並びに海南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**和歌山県告示第354号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成25年3月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 名 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3204	橋本市高野口町名古曾字城ノ越859番の一部、874番2の一部	奈良県吉野郡大淀町大字楡垣本769 マルユウ不動産 森岡勇次	平成 25. 3. 13	6.00	66.66

**和歌山県告示第355号**

宅地建物取引業法（昭和27年法律176号）第16条の5第2項の規定により指定試験機関から次のとおり名称を変更する旨の届出があったので、同条第3項の規定により告示する。

平成25年3月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 変更前の指定試験機関の名称  
財団法人不動産適正取引推進機構
- 2 変更後の指定試験機関の名称  
一般財団法人不動産適正取引推進機構
- 3 変更年月日  
平成25年4月1日

**公 告**

**公 告**

和歌山県流域下水道条例（平成12年和歌山県条例第80号）第7条の規定により、紀の川流域下水道の指定管理者を次のとおり指定した。

平成25年3月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定管理者 財団法人和歌山県下水道公社  
和歌山県伊都郡かつらぎ町大字窪470番地の1
- 2 指定の期間 平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

**公 告**

和歌山県流域下水道条例（平成12年和歌山県条例第80号）第7条の規定により、紀の川中流流域下水道の指定管理者を次のとおり指定した。

平成25年3月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定管理者 財団法人和歌山県下水道公社

和歌山県伊都郡かつらぎ町大字窪470番地の1

2 指定の期間 平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

正 誤

正 誤

平成25年3月15日付け和歌山県報号外和歌山県人事委員会規則第1号中

ページ	誤	正
1	平成25年3月12日	平成25年3月15日

正 誤

平成25年3月15日付け和歌山県報号外和歌山県人事委員会規則第2号中

ページ	誤	正
5	平成25年3月12日	平成25年3月15日

正 誤

平成25年3月15日付け和歌山県報号外和歌山県人事委員会規則第3号中

ページ	誤	正
6	平成25年3月12日	平成25年3月15日